

平成19年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成19年6月29日（金）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 発議第6号 瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第37号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第38号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第39号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第40号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第41号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第42号 市道路線の認定及び廃止について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8までの各事件

追加日程第1 議案第43号 瑞穂市教育委員の任命について

○本日の会議に出席した議員

1番	安 藤 由 庸	2番	若 園 五 朗
3番	浅 野 楔 雄	4番	堀 武
5番	吉 村 武 弘	6番	小 川 勝 範
7番	藤 橋 礼 治	8番	熊 谷 祐 子
9番	山 田 隆 義	10番	広 瀬 時 男
11番	小 寺 徹	12番	松 野 藤四郎
13番	山 本 訓 男	14番	桜 木 ゆう子
15番	星 川 睦 枝	16番	棚 瀬 悦 宏
17番	土 屋 勝 義	18番	澤 井 幸 一
19番	西 岡 一 成	20番	広 瀬 捨 男

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	教 育 長	今 井 恭 博
市長公室長	広 瀬 幸四郎	総 務 部 長	新 田 年 一
市 民 部 長	青 木 輝 夫	都市整備部長	松 尾 治 幸
調 整 監	後 藤 仲 夫	水 道 部 長	河 合 信
会 計 管 理 者	奥 田 尚 道	教 育 次 長	福 野 正

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊 田 正 利	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

- 議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

- 議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず1件目は、市議会議長会関係の報告です。

6月19日、第83回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開催され、私と議会事務局長の2人が出席しました。

総会は、安倍内閣総理大臣代理の鈴木内閣官房副長官や河野衆議院議長らが来賓として出席した開会式、会長選任、表彰式と続き、会議に入りました。

会長選任では、新会長に広島市の議長が選任されました。表彰式では、山田隆義議員が議員10年以上として表彰状が贈呈されておりますので、後ほど伝達を行いたいと思います。会議では、会務報告の後、平成17年度の各会計決算、平成19年度の各会計予算、会長及び各部会から提出された計26議案が審議され、いずれも可決、または認定されました。役員改選では、当議長会の監事に大垣市が、東海支部の部会長に名張市が、岐阜県の役員として、理事に岐阜市、評議員に大垣市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市が選任されました。

また、6月20日には、市議会議員共済会の第94回代議員会が東京の砂防会館で開催され、私が出席をいたしました。

会議は、役員の選任、事務報告と続き、議案審議に入りました。事務報告では、役員の異動、一般事務、会員の異動及び給付決定状況が報告され、議案審議では、平成18年度会計決算が審議され、認定されました。

関連して2件目は、慶弔に関する事項の報告です。

先ほど報告しましたとおり、全国市議会議長会の定期総会において山田隆義君に表彰状が贈呈されております。皆さんに御報告をいたしますとともに、伝達を行いたいと思います。

山田隆義君、登壇をお願いいたします。

〔議長 藤橋礼治君登壇〕

〔9番 山田隆義君登壇〕

- 議長（藤橋礼治君） （表彰状朗読）
-

表 彰 状

瑞穂市 山田隆義殿

あなたは、市議会議員として13年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、今回、表彰規程により表彰いたします。

平成19年 6 月19日

全国市議会議長会会長 藤田博之（代読）

- 議長（藤橋礼治君） （表彰状伝達）

おめでとうございます。（拍手）

〔議長 藤橋礼治君降壇〕

- 議長（藤橋礼治君） ここで山田隆義君に申し上げます。

一言お礼のごあいさつをいただきたいと思います。

- 9番（山田隆義君） 一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

先ほどは藤橋議長から表彰状を受賞させていただきました。

過日の全国市議会議長会におきまして、こうした名誉ある表彰を受賞することができました。これひとえに議員の皆様方の御支援と御協力があったものと思っておりますと同時に、これを契機として、議員の使命を厳粛に受けとめ、市民の目線に立って、初心に返って精進をしたいと思っております。皆様方の格段の御理解と御支援を今後賜りますように心からお願い申し上げます。受賞のお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

〔9番 山田隆義君降壇〕

- 議長（藤橋礼治君） 山田隆義君、まことにありがとうございました。

次に3件目は、本巢消防事務組合議会の結果報告です。

6月27日、同組合の平成19年第2回臨時会が開催されました。管理者より提出された議案は2件で、条例を改正するもの1件、工事請負契約の締結に関するもの1件です。

工事請負契約の締結に関するものについては、平成19年度末に当市が同組合から脱退する予定の関係で、南消防署がカバーしていた本巢市エリアに新分署を建設するため、1億 342万 5,000円で工事請負契約を締結するものです。これら2議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告した3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に4件目は、お手元に配付したとおり、1件の議案を受理しましたので、報告します。

6月27日、土屋勝義君から、発議第6号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてです。これについては後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） 報告第４号でございます。専決処分の報告につきましては、本巢市下福島地内におきまして、市の公用車が起こした、信号のない交差点において発生した出会い頭の衝突事故の損害を相手方に賠償するため、別紙の専決処分書のとおり、市の過失割合60%をもって損害賠償することで示談ができましたので、地方自治法第 180条第 1 項の規定により専決処分しましたので、御報告を申し上げるものでございます。

なお、交通安全につきましては、今後さらに職員に対して注意を喚起してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第 2 発議第 6 号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第 2、発議第 6 号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

17番 土屋勝義君。

- 17番（土屋勝義君） 議席番号17番 土屋でございます。

6月27日、議会運営委員会の全員の賛成を得て、発議第 6 号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、議長に提出いたしました。

提出の根拠は、地方自治法第 112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定であります。

提出の理由は、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

お手元に配付されております改正案の趣旨説明を行います。

総務常任委員会の所管である収入役の所管に属する事項について、収入役が在職なくなり、平成19年 6 月 8 日より会計管理者が置かれたことから、会計管理者の所管に属する事項として変更が生じたもので、瑞穂市議会委員会条例の別表中「収入役」を「会計管理者」に改めるものであります。

以上、改正案の趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第 6 号は、会議規則第37条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号瑞穂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

発議第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第6号は可決をされました。
-

日程第3 議案第37号について（質疑）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第38号について（質疑）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第38号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第39号について（質疑）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第40号について（質疑）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第40号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

- 11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

補正予算の説明書の6ページの消防費について質問をいたします。

補正予算では約3億円の増額になり、今年度の消防費の予算として20億 8,536万 4,000円となります。今回の場合、消防体制が岐阜市に全面的に委託をするということが決まり、その準備の中での予算額であると判断いたしまして、この約20億円の今年度の予算でその準備作業はほとんどめどがついて、来年度からは経常経費だけで運営できることになるのかどうか、確認をしたいと思います。

それから、費目の常備消防費の中で2億 2,874万 2,000円が委託料として計上されておりますが、中身を見てみますと、システムの改修費や消防車の購入や備品の購入ということでありますので、これは岐阜市に委託するのではなくて、瑞穂市が購入し、瑞穂市の財産としてこれから扱っていくということになるのではないかと。そういう点では、事務委託料というのとは違うのではないかと思います。なぜこうなっておるのかお尋ねをいたします。

3点目であります。来年度から新しい体制に入っていく中での予算はどうなるのかということでございますが、瑞穂市が消防の経常経費として払っていくのは、建物の維持管理、さら

にまた消防関係の器具機材の維持管理、さらに消防職員、瑞穂市が採用した職員40人分、この分については、瑞穂市が瑞穂市として予算を計上して確保していく。岐阜市への委託料というのは、通信の維持管理と70人体制でありますから、30人分の職員が岐阜市から派遣されてくるということで、30人分の職員を委託料として岐阜市へ払うと、そういう形になるのではないかなと私は思うんですが、そこら辺、来年度からの岐阜市との委託料についての経費、さらにその項目はどうなるかということについてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

○市長公室長（広瀬幸四郎君） ただいまの小寺議員さんの御質問にお答えします。

今後の費用の予定ですが、今後は、消防車の関係でいきますと、3月にお願いしましたとおり、平成20年以降ですが、平成22年にはしご車、そして平成24年には化学車兼タンク車ということを用意しておりますが、大体今後そのような費用がかかるんじゃないかということです。

続きまして、事務委託費の関係ですが、この事務委託費につきましては、消防車、通信業務、あと消防施設の備品につきましては岐阜市の方で一括で購入していただくようにしておるわけです。事務委託する以上はそういうこともお願いして、購入していただいて、その費用について瑞穂市が負担するという委託方法で、極端な別の言い方をすれば、県道の工事なんかでもそうですが、市の負担分とかがありますので、そういうような意味合いで考えておいていただければ結構だと思います。

そして、将来の管理費ですが、今、ほとんど小寺議員さんが言われたとおりでいいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

○11番（小寺 徹君） この補正予算にのっております委託料の2億二千何百万のお金ですけども、先ほどの説明ですと、岐阜市がいろいろ買われるもんで、岐阜市の買われるやつと一緒に購入をすると。瑞穂市分を負担するということですね。財産は、瑞穂市の財産として残っていくものですか。そこら辺はどうかということですね。

○議長（藤橋礼治君） 市長公室長 広瀬幸四郎君。

○市長公室長（広瀬幸四郎君） 今の御質問ですが、この財産は、岐阜市で購入していただくんですが、事務委託の関係で。財産はすべて瑞穂市で使う分ですから、岐阜市で使う分は含まれておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

○2番（若園五朗君） おはようございます。議席番号2番、翔の会、若園五朗です。

補正予算の歳出の方の民生費、社会福祉費の中の福祉医療費の項目の中で扶助費のことについて質問いたします。先ほど、議案が出ていました件も含めて、質疑をさせていただきます。

今回のこの条例に伴う該当者の人数は何名か、月ごとをお願いしたいと思います。

そして、もし4月からさかのぼって、今、10月1日からという条例を通したわけですが、4月から9月までの間の事務手続、具体的にどのような手続をとられるか、確認したいと思います。幾つかの項目になっていきますので、自席の方で確認させていただきます。

先ほどの福祉の方の条例の中で4月1日から実施するということですが、転出された方についての取り扱いについても確認したいと思います。

あと、自席の方で随時質問させていただきます。以上。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

○市民部長（青木輝夫君） 該当する人数ということでございますけれども、現在つかんでおりますのは、小学生が3,187人、中学生が1,516人、合計しまして4,703人ということでつかんでおります。これによって試算をしております。

そして、1ヵ月当たりどれくらいかということでございますが、一月当たり外来でかかる方は、大体今までの統計で見えますと、4,122人ほどがかかられるだろうと思っております。

それから、4月から9月までの事務手続ということでございますけれども、現在考えておりますというか、条例に出してありますのは、8月から現物給付に持っていきたいという考えで条例は構成をされております。したがって、4月から7月までが償還払い方式という方向になるわけでございます。

それで、4月から7月までの部分につきましては、償還払いといいまして、また順次受け付けをしていきたいと思っておりますけれども、条例が可決されましたならば、8月から現物支給ということでございますので、医療証、医療券といいですか、受給証といいですか、その交付に向けて7月に手続をしてまいりたい。そして、8月から臨みたいという順序といいですか、それで進めていきたいと思っております。

そして、転出の方はどうかということでございましたけれども、転出の方、調べてみますと17名でしたか、見えますけれども、この方には、7月に入りましたら、条例が可決されましたならば御案内をさせていただきたいと、かように考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

○2番（若園五朗君） 大変御親切に御説明、ありがとうございました。

皆さん、手元をちょっと見てほしいんですけれども、議案第39号の2ページ目に公布の日から施行するということで、多分これ、議決があった日からだと思うんですが、先ほど、転出者の該当者が17名ということですが、ここを幾ら見ても、転出の方については遡及することが全

然見えてこないんですね。多分後々、厚生常任委員会の方へ付託されますが、今、市民部長が言われたことについて、ここに転出者の方については遡及するということが書いてあるか、しっかり精査してほしいと思います。

そして、4月1日から遡及するということは、憲法第39条に遡及の本文、あくまでも今回は10月1日からスタートするよと議決しておきながら、4月1日にさかのぼるということは、遡及適用をするわけでございまして、これは国民の権利であるんですけども、一律に罰則規定、あるいは罰則適用と遡及適用、遡及適用というのは法的安定の観点から非常に好ましくないという解釈ですけども、今回、4月1日から、きょう現在転入された方については住民票がありますので、受診証を出せば、受付で診療もただ、薬代もただというふうになるんですけども、今言っている17名の方については、今回こういう遡及適用の中で多分のっていないために、転出された方については適用されないということになるんですね。不公平が生ずるということです。その辺もよく検討しながら、お願いしたいと思います。

それじゃあ、個々に質問させてもらいたいんですけども、例えば、医者にかかった場合、外来請求書、要するに医者にかかった請求書がこういうふうに出て、料金を払います。薬屋さんの方は薬屋さんということで薬局の領収書が出ますけれども、ここに領収書の再発行はしませんというふうに書いてございますけれども、もしない方については、事務手続上どのような形でとられるか、市民部長に確認します。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

○市民部長（青木輝夫君） 領収書は再発行しないということでございまして、領収書はまず再発行されないと思います。ですから、医療機関で証明書、いわゆる点数何点かかりましたという証明書でございまして、現在規則でもうたってございまして、それを活用して、証明いただいて、それをもって償還をしていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

○2番（若園五郎君） 今回の福祉医療費の助成に関することについては、市民の方は、4月広報が出ている。議会の方でも、3月議会で議会広報が10月1日からということで出ている。そういうことで、この予算の中で義務的経費が予算計上しておりますが、具体的に、あくまでも通院の1年生から中学3年生までのことについて、当初は10月1日からやるよと言っておきながら、今回市長がかわったことによって、4月1日からにさかのぼるよと。今現在、周知されておるのを、再度またバックさせて、周知徹底する方法について、市民の周知徹底の混乱、あるいは病院の関係、あるいは担当課の事務手続ですね。先ほど言われたように、1ヵ月4,122人の方が受診しているよと、4月。5月も四千何人、6月も何人と、単純に4ヵ月足しても1万6,000人、今回事務手続、要するに窓口でこの対応がきちっとできるかどうか、そこら辺ち

よっと確認したいと思うんですが、これだけ多くの受診者の人数がおりながら、今回さかのぼることによって、事務手続、職員の配置、そして広報で流している情報と、市長が公約の中で出されたことによって提案されているけれども、混乱はないかどうか確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

○市民部長（青木輝夫君） 住民の方にどう知らせるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、8月から現物支給で行うということで、受給者証を該当の4,700名の方にお渡しするわけでございますけれども、そのときに申請をしていただくということになります。その案内のときに、全部該当者でございますので、その方には御案内を申し上げたいと思います。

そして、窓口でございますけれども、当初は受付のところが非常に込むかと思っておりますけれども、できるだけスムーズに進むよう、流れをよくしていきたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

○2番（若園五朗君） いろいろと一般質問と重なっちゃいますので、こんなところでやめておきますけれども、最終的には、今回の財源ですけれども、財政調整基金から持ってきておることがございます。そして、この間の乳幼児の関係で、9月定例会においては小学1年生から中学3年生まで、4月から支給するというので9,000万ほどお金を出していきま、財政調整基金から。今回、また4月から1年間ということで1億1,000万ぐらいの財政調整基金から出してきております。今現在、財政調整基金ですけれども、平成16年度は25億、17年度は25億4,000万、18年度は24億5,000万ということで、いろんな事業がありながら、ある程度財政調整基金の流動性の中でやっている中で、この予算科目ですね。民生費の社会福祉費、福祉医療費、この項目だけで去年も1億、財政調整基金。今回もここで1億やってきておる。全体の財政計画の中で、運営について、市長、その辺、今回、財政調整基金から出したんですけれども、そういう問題点についてどのように考えてみえるか。これで質問を終わりにしますけれども、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） お答えしてまいりたいと思います。

今まで決算、皆さん、御案内のとおりでございます。毎年毎年2けた、20億近い繰り越しをいたしております。十分に対応をしていけるものと自信をもって確信をいたしております。よろしくをお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

- 3 番（浅野楔雄君） 議席番号 3 番、翔の会、浅野でございます。

今、医療の関係でいろいろと細かいところまでお話が出ていたようですが、私が思いますのは、最も重要なことを一つ市長にお尋ねいたします。

3 月の議会で、10 月 1 日、全員一致で決めたのを、1 ヶ月ちょっとですぐ信念を変えて、4 月にさかのぼってやられるという、その物の考え方というのは、いわゆる全会一致で 10 月 1 日でもいいよで可決したやつを、かわったと同時に、4 月に遡及してやるということ自体、我々議会が議決した議決の重さ、これを無視されておるように思いますので、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） 私は、この福祉医療費、特に子育て支援という観点から、早くからこのことについては取り上げておりました。そして、今回の選挙におきましてマニフェストで市民に公約をさせていただいた。そのとおりでございます。それを実施すべく、今回提案をさせていただいておるところでございますので、その点をお酌み取りいただきまして、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 3 番 浅野楔雄君。

- 3 番（浅野楔雄君） 今、言葉の中に、お答えになっていないというか、いわゆるマニフェストで出したからやる、または公約で出しましたからやるという前に、前に議決された意思を変えられるということになりますと、今後、常に意思を変えていかれると、非常に議会の方が混乱するということがあるんですが、そういうことを市長はお考えになったことはあるでしょうか。

- 議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） 以前の議会のときと今度は立場が変わっております。実は、この福祉医療費の問題、前市長は全く福祉医療費、小学校から中学校、以前は考えておらなかった。議会の皆さんが要望された経緯がございます。はっきり申し上げます。これも 2 月何日かでした。全くなかった。本来持っておられましたら、この新年度の当初の予算に上がっておるんですね。ところが、出されたのは 2 月のたしか 9 日だったと思います。1 月 23 日までなら新年度の予算にも上げられたわけでありましたが、それができなかったということで、条例だけ 3 月の議会に出された。本当に 15 日早ければ、出されたわけで、そういう経過も踏まえまして、私が今回マニフェストにのせまして、4 月からさかのぼってしますという、これで信託を受けてまいりました。これで出させていただいたわけでありまして、御理解をいただきますようによりしくお願い申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。
 - 3番（浅野楔雄君） 私が申し上げたいのは、前市長はこうだったということは私は聞いておりません。御自身が前市議会議員のときに議決をされた議決を、立場が変わったからといって、その意思を変えられるということ自体、信念がそういうふうでこれから進められるというふう
- に理解してよろしいのでしょうか。
- 議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。
 - 市長（堀 孝正君） 私、これ以上答弁を控えさせていただきます。
 - 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。
- これで質疑を終わります。

日程第7 議案第41号について（質疑）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第41号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
- これより質疑を行います。
- 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。
- これで質疑を終わります。

日程第8 議案第42号について（質疑）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第42号市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。
- これより質疑を行います。
- 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。
- これで質疑を終わります。

議案第37号から議案第42号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時18分

- 議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りをいたします。市長から、議案第43号瑞穂市教育委員の任命についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第43号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議案第43号瑞穂市教育委員の任命についてを議題にします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） ただいま提案になりました議案第43号、人事案件でございます。

瑞穂市教育委員の任命について。

瑞穂市教育委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

記といたしまして、住所、揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1550番地、氏名、川瀬善忠、生年月日、昭和22年1月16日。

提案理由といたしまして、現在の教育委員であります今井恭博氏が一身上の都合により平成19年7月4日をもって辞職をされることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、新たに川瀬善忠氏を教育委員に任命するに当たりまして、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお祈りを申し上げます。

- 議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時28分

- 議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第43号瑞穂市教育委員の任命については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第43号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより議案第43号瑞穂市教育委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。
- 9番（山田隆義君） この43号、人事案件でございますので、基本的にはとやかく申し上げる気持ちはありませんが、当然堀市長が提案権をもとに提案をされたと。この川瀬さんという方は識見等も高いということをきょう御説明を受けたわけでございますが、瑞穂市の教育行政のトップとして、将来を担う教育長という立場から判断して、もう少し、きょう提案して、きょう採決するというのではなくて、慎重に審議をしていただいたらと、かように思うわけがあります。それにおきまして、きょう、この場で採決ということについては、諸般の状況を踏まえて、私は留保したいと。きょう採決については留保したいと、かように思っておりますので、複雑な気持ちでございます。そういう意味におきまして、円満に対応をできればお願いしたいと思うわけでございますが、できないとするならば留保ということでございますので、採決については、賛成方向で採決に加わるということについては慎重を期さざるを得ませんので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。
- 2番（若園五朗君） 議席番号2番 若園五朗、翔の会でございます。

市長のマニフェストですけれども、学童保育についての小学校の敷地内、あるいは小学校の30人学級の中・高への段階的拡充、あるいは道德教育ということで、すばらしい柱を掲げてみえますが、この内容の今後の対応について、教育委員という対応の中で、きちっと意思疎通が伝わっているかどうか、それを市長に確認したいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。
- 市長（堀 孝正君） その段階ではございません。
- 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。
- 12番（松野藤四郎君） 12番、民主党の松野でございます。

43号議案についてお尋ねをしたいと思います。

今回の第2回定例会の初日、6月22日、議案第33号で教育委員の任命ということがございま

して、また引き続き、きょう、議案第43号ということで、教育委員5名のうち2名がかわると。本当に大変重要な案件でございますが、7月4日をもって辞職するという事になっておりますが、さかのぼりますが、田口さんの件については、田口さんからいつ辞職願が提出されているか。あるいは、今回については、教育委員、今井氏から辞職願はいつ提出されているか。これについてお尋ねをしたいと思います。

議会の冒頭、初日に、市長の方から人事案件については最終日にしたいと。最終日に発表していきたいというお話がございましたが、これらについても確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 私の方からお答えします。

田口さんにおきましては、7月4日が任期満了でございます。現在の今井教育長は6月1日で7月4日をもってという辞任届でございます。ちょうど任期がお二方とも7月4日ということでありまして、それにあわせて今回提案させていただいたところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○12番（松野藤四郎君） 田口さんについては7月4日が任期満了、今井委員については、多分来年の3月31日だというふうに思っていますが、6月1日に提出をされているということでありましたら、この2件については一括して提案されるのが妥当だと思うんですが、それについてのお考えをお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 松野議員から御指摘があったように、できることならしたかったわけでございますけれども、私ども選任をしたい、今お願いしておる43号の件につきまして、やはり相手方等もございまして、そちらのお勤め先の御理解もいただかなくはないけない。これまでに準備が整わなかったということで、役康子さんと一緒に出したかったわけでありましたが、出せなかったということでございますので、御理解をいただきますようお願いをしたい。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号瑞穂市教育委員の任命についてを採決いたします。

瑞穂市教育委員に川瀬善忠君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立少数でございます。したがって、議案第43号瑞穂市教育委員の任命については、同意しないことに決定をしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散会の宣告

- 議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午前11時39分

